

【1984年2月23日】国民年金法等の一部改正について（答申）

社会保障制度審議会

昭和59年2月23日

厚生大臣 渡部 恒三 殿

社会保障制度審議会

会長 大河内 一男

国民年金法等の一部改正について（答申）

昭和59年1月25日厚生省発年第4号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

1 国民年金法、厚生年金保険法及び船員保険法の改正関係

本審議会は、既に知られるとおり、昭和50年12月に「今後の高齢化社会に対応すべき社会保障の在り方について」を内閣総理大臣に建議し、続いて昭和52年12月に年金制度の抜本的改善のために、「基本年金」を中心とする「皆年金下の新年会体系」、昭和54年10月にこれに伴う諸問題を具体的に検討した「高齢者の就業と社会保険年金 - 続・皆年金下の新年会体系」を建議した。その内容は、特殊な年金税をもって「基本年金」の財政基盤を固め、各年金はこれを控除したものをこの上に載せようとするものである。これらの建議は、財政・経済事情を十分配慮したものであったが、ほとんど政府の検討を得なかったように思われる。

今回の諮問は、高齢化社会の到来に備えて給付と負担の均衡を考慮し、初めて年金の水準を引き下げようとする大胆な提案であり、同時に、「基礎年金」という各年金を通ずる共通の基盤を設けようとしており、これに関連して、厚生年金保険の体系に大きな変更を加える内容のものである。このような案は、将来の年金の長期的展望における一つの選択であろう。

諮問のごとき重大な改革に際しては、その趣旨と内容を十分に明らかにし、国民の理解と納得を得るように最善の努力を尽くすことが先決の問題である。

また、公的年金制度の一翼を占める共済年金制度の今後の改革に当たっては、基礎年金への対応が不可避であることを特記しておく。

本諮問について十分に審議を尽くすことは時間的制約もあり至難であったが、大筋において理解する。しかしながら、審議中に指摘された以下のような重要な問題点について留意すべきである。

(1) 基本年金が税方式であるのに対し、基礎年金は社会保険方式であり、両者の間の財

源調達に基本的な違いがある。

- (2) 基礎年金の実現が国民年金の改正を軸としているので、これと厚生年金保険との接続がわかりにくい。
- (3) 改正案においては、自営業者等については基礎年金の上乗せ部分がないものとなっているが、被用者の年金水準との均衡の観点から問題である。
- (4) 厚生年金保険の被用者に係る基礎年金部分については、所得再分配機能が認められるものの、自営業者等の基礎年金については、定額徴収、定額給付であり、かつ、国庫負担も一律であるため、所得再分配機能に欠けるものとなっている。
- (5) 改正案において、制度的無年金者の解消に向けての努力の跡は見られるが、高齢になってからの加入、保険料の免除の場合等には、無年金に近いような年金額しか受給できないおそれがある。
- (6) 20歳未満で障害の状態になったときには障害基礎年金が受給できるのに対し、任意加入しなかった学生がその期間中に障害の状態になったときには障害基礎年金が受給できない。
- (7) 厚生年金保険の支給開始年齢の引上げは今後の年金財政等を考慮すると避けて通ることはできず、雇用と年金との接続の問題が残されている。
- (8) 公的年金を補完するいわゆる私的年金は、今後ますます重要性を増すものと考えられるが、今後の位置づけが不明である。
- (9) 5人未満事業所等の被用者に対する厚生年金保険の適用の問題の解決に着手しないと、基礎年金の導入に伴い、5人以上事業所等の被用者との不均衡が拡大する。

最後に、本審議会として特に強調しておきたいことは、来たるべき高齢化社会における公的年金制度の在り方如何は、21世紀における国民生活の明暗を分けることにもなりかねないということである。したがって、制度が長期的に安定したものになり、かつ、世代間の公平性が確保されることは、国民の信頼に足る年金制度の最小限の条件であろう。今後とも引き続き給付と負担の適正化について検討するとともに、不合理、不公平な点は英断をもって是正しなければならない。

2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の改正関係

重度障害者手当（仮称）の創設及び20歳未満の重度障害児に対する福祉手当の支給については、おおむね了承する。

なお、施設に入所することを希望する重度障害者が長期間待機することなく入所できるに足る施設を整備するとともに、在宅の重度障害者が家庭において十分な福祉サービスを受けられるようにするため、ホームヘルパーの派遣等を充実させるようにすべきである。

3 昭和59年度における年金額等の改定措置関係

今回の改正案に見られるような特例的な措置を行うに当たり、その根拠が明らかでないことは遺憾である。